

別表十二（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で保険業法第3条第1項《免許》に規定する免許を受けて損害保険業を行うもの等が措置法第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》若しくは第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》又は令和7年改正前の措置法第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「保険等の種類又は特定保険区分1」の欄は、当該事業年度が令和7年4月1日前に開始した事業年度である場合には、「又は特定保険区分」を消します。
- 3 「保険等の種類又は特定保険区分1」の欄が「特定保険区分」である場合の記載は、次によります。
 - (1) 「当期積立額7」、「正味収入保険料等8」、「積立限度額10」及び「差引積立限度超過額11」の各欄は、それぞれ「34の計」、「35の計」、「37の計」及び「38の計」の各欄の金額を記載します。
 - (2) 「積立率9」の欄は、記載しません。
 - (3) 「積立率36」の欄は、措置法令第33条の2第6項又は第22項《保険会社等の異常危険準備金》に規定する割合を記載します。
- 4 「積立率9」の欄は、措置法令第33条の2第6項から第8項まで、第21項若しくは第22項又は第33条の3第2項《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》に規定する割合を記載します。
- 5 「(8)の $\frac{\text{---}}{100}$ 相当額24」の欄は、措置法令第33条の2第4項第1号に掲げる保険及び措置法第57条の6第1項に規定する原子力保険にあつては「0」と記載し、措置法令第33条の2第4項第2号から第4号までに掲げる保険及び共済にあつては同条第15項第2号に規定する割合を適用して計算した金額を記載します。
- 6 「特定保険に係る異常危険準備金の当期積立限度額」の各欄は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度において措置法令第33条の2第9項に規定する特定保険に係る異常危険準備金を積み立てる場合に記載します。